

総行福第 356 号
令和 4 年 12 月 23 日

地方公務員共済組合連合会理事長
地方職員共済組合理事長
(地方共済事務局、団体共済部扱い)
東京都職員共済組合理事長
全国市町村職員共済組合連合会理事長
各指定都市職員共済組合理事長

殿

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について (通知)

このことについて別紙のとおり改正しましたので通知します。その施行に遺漏のないよう願います。